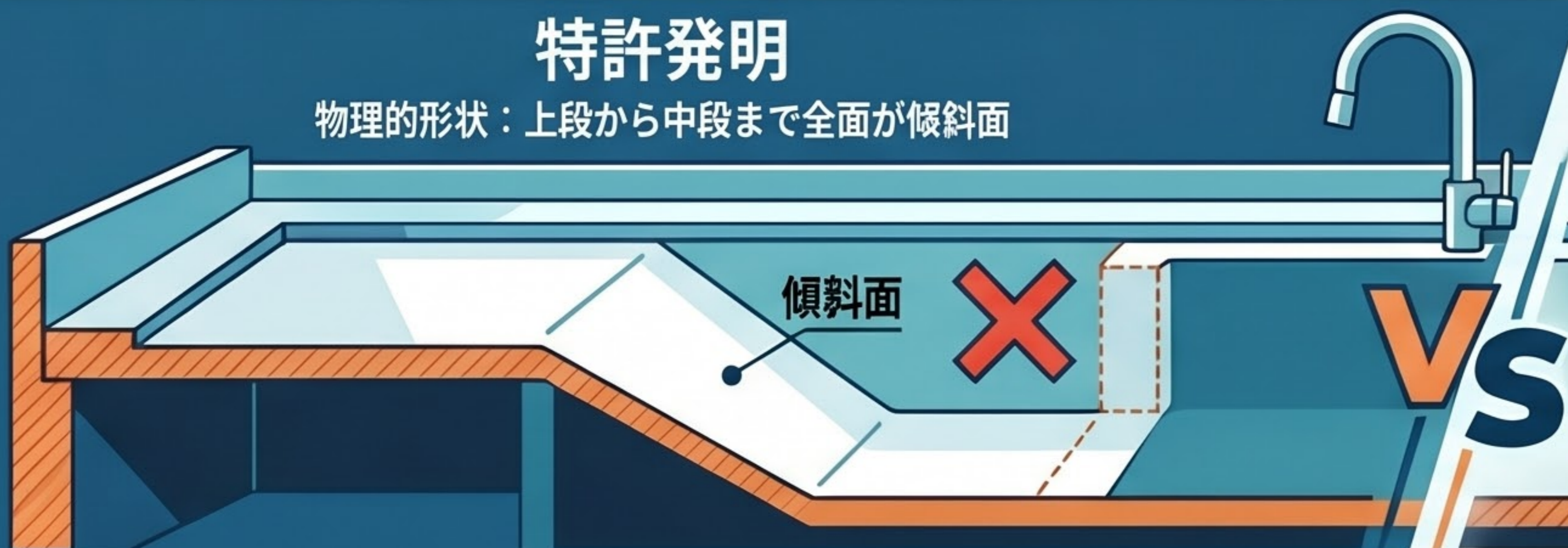


流し台シンク事件：クレームの「機能的解釈」が切り拓く特許解釈の新機軸

特許発明

物理的形状：上段から中段まで全面が傾斜面



被告製品の形状

物理的形状の差異：上部のみ傾斜し、大部分が垂直面

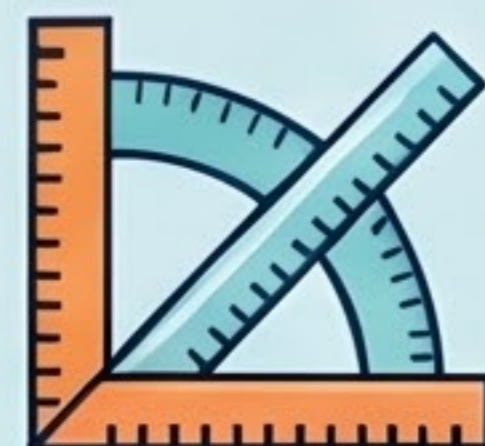


構成要件C1の解釈：文言上の「傾斜面となっている」が幾何学的な全面傾斜を指すかが争点

被告の迂回設計：垂直面を設けることで、文言通りの「傾斜面」から外れるよう設計



特許庁（判定）：先行技術制約
審査段階での引用文献との差異を重視し、権利範囲が公知技術に及ばないよう厳格に限定解釈。
結論：非充足



三者三様の判断：パラダイムの対立

東京地裁：物理的・空間的要件
傾斜面がシンクの内部空間を広げるための「一定の面積と角度」を持つべきという物理的実体に基づく。
結論：非充足



知財高裁：目的論的・機能的解釈
「段部の間隔を同一にする」という課題解決機能に着眼。垂直面の有無は設計的事項にすぎない。
結論：充足（逆転勝訴）



魔法の一句：具体的変形例の記載
-「上部傾斜面となっていなくとも、目的を達成できるよう奥方に延びていれば形状は任意である」旨の具体的記載



勝訴を導いた「明細書の戦略的記載」

一般的定型句（ボイラープレート）の限界
単なる「種々の変更が可能」ではなく、形状を相対化する具体的な「自己定義」が裁判所の心証を動かした



包袋禁反言の罠を回避
補正の真意は「間隔調整機能のない完全な垂直壁」の回避であり、機能を有する被告製品は禁反言により除外されないと判断



迂回設計の先読みと明文化
出願時に「一部を垂直にする」といった予辨されるバリエーションを想定し、それが機能的に包含されることを明記する



実務への教訓：強い特許の作り方

物理的制約から機能的制約への変換
構成要素の形状や材質を限定するだけでなく、その要素が果たす「役割（機能Z）」を明細書で定義し、形状の任意性を確保する



課題・作用効果を「広義解釈」の武器にする
課題解決のロジックを豊回にすることで、文言の字義を越えて権利範囲を柔軟に拡張させる材料として活用する